

資料 5

地域医療アドバイザー派遣事業

地域医療アドバイザー派遣事業について(案)

1 趣 旨

地域医療の確保及び医師の確保に取り組む都道府県を支援するために、都道府県からの要請に基づき厚生労働省が委嘱した地域医療アドバイザーを派遣するものである。

2 アドバイザーの任務

- ・ 医療機能の分化・連携の方策の助言・指導
- ・ 医療機能の集約化・重点化の実施に関する助言・指導
- ・ 医師確保対策に関する助言・指導
- ・ その他厚生労働省医政局指導課長が必要と認める事項

3 手 順

- ① 都道府県医療対策協議会（以下「医療対策協議会」という。）から厚生労働省に対し派遣要請書（様式1）の提出
- ② 指導課において、地方厚生局の協力のもと、派遣要請書の精査と確認
- ③ 派遣が必要と認められる場合に、派遣決定書の提出
- ④ 医療対策協議会から厚生労働省に対し事業計画書（様式2）の提出
- ⑤ アドバイザー及び地方厚生局担当官を派遣
- ⑥ 医療対策協議会から厚生労働省に対し事業報告書（様式3）の提出
- ⑦ 3年以内に、医療対策協議会から厚生労働省に対し事後報告書（様式4）の提出

4 アドバイザーの位置づけ等

医療計画・医療経営・医療政策等に関し優れた見識を有する者から、厚生労働省において委嘱する
（庶務は医政局指導課で行う）

【参考】当面の予定

- ・ アドバイザーの委嘱は10人程度
- ・ 派遣は年12回程度
- ・ 経費は、初回のみ厚生労働省負担

地域医療アドバイザー派遣事業(案)

地域医療の確保に困っている地域



④ 支援要請 ↓ ↑ ③ 照会

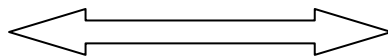
都道府県医療対策協議会



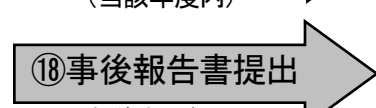
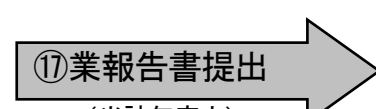
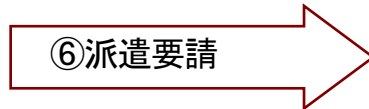
⑤ 地域医療確保策の検討
地域医療アドバイザーの要請
を決定(複数の場合は優先順位を
付ける)



(都道府県 ↔ 厚生局長)



(内容精査にかかる確認・追加依頼等)



・成功事例の蓄積

厚生労働省



① アドバイザーの決定及び委任手続き
(医政局長→アドバイザー(10人程度)
委嘱状→承諾書・承認書)

地域医療支援中央会議

⑨ 幹事会において内容の精査及び派遣の決定
(厚生局担当者含む。)

⑧ 派遣要請書申達
(厚生局長→医政局長)

⑬ 事業計画書申達

⑩ 派遣決定連絡
(医政局長→厚生局長)

(アドバイザーの決定は事務局)

⑭ 派遣アドバイザーの決定

⑦ 派遣要請書の内
容確認(体裁等の
確認程度)

⑫ 事業計画書の内
容確認(体裁等の
確認程度)

⑮ 都道府県及び
アドバイザーと
の日程調整

※ アドバイザー(1名)の同行者として本省1名、厚生
局1名の計3名を派遣

地方厚生局

